

屋外広告物の区分及び
申請手続きに関する取り扱い事例集

新潟市 都市計画課

令和5年2月

目 次

1. 広告物の区分と申請時の注意点	
(1) 広告物の区分について	3
(2) 許可申請について	5
2. 規格基準の注意点	
(1) 壁面広告（「設置する壁面の4分の1以内」規定の考え方）	7
(2) 野立て広告	9
3. 許可申請に係る広告物の面積算定例	
(1) 手数料の算定	10
(2) 建築物又は工作物を利用するもの	11
(3) 野立て広告塔・野立て広告板	13

※この事例集は、問い合わせの多い事項を事例集として掲載したものです。実際の許可にあたっては、個々の状況により、事例集と異なる場合もあります。ご不明な点は、各区建設課へ相談してください。

1. 広告物の区分と申請時の注意点

(1) 広告物の区分について

① 壁面に描かれたラインは屋外広告物か

壁面ライン部分は建物壁面のアクセントカラーであり、屋外広告物とはみなしません。
ただし、内照式の場合は屋外広告物として扱います。

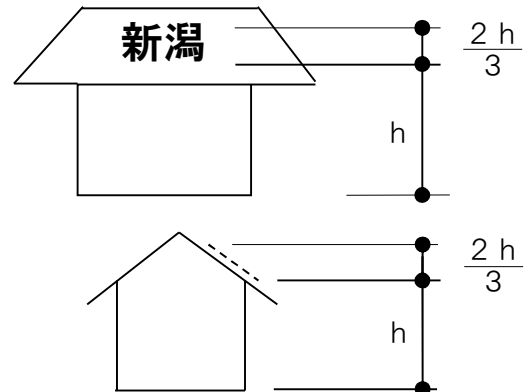
② 屋根に直接ペイントした広告物は何広告か

「屋上広告」とします。



文字の面積で考えます（面積算定方法は壁面に準ずる）。1面で100㎡以内を守ってください。
※表示面積は、屋根傾斜の直角方向から見た面積となります。（最大面積）

- 高さの基準は、図のように、真横方向（立面方向）から見た高さとなり、設置する箇所までの3分の2以内です。



③ 「のれん」は何広告か

「広告幕」とします。

許可期間は3ヶ月とし、許可期間内に許可したのれんを出し入れすることは自由です。

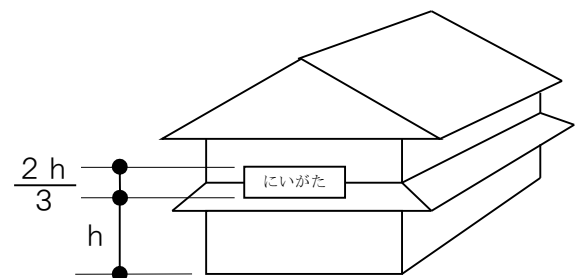
④ 庇の上に固定して設置する広告物は何広告か

「屋上広告」とします。



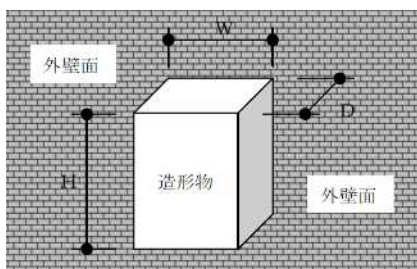
※風除室の上に設置する場合も同様に取り扱います。

- 高さの基準は図のように広告物を設置する箇所までの3分の2以内です。
- 屋根の上ではなく、壁面に設置されている場合は、壁面広告となりますが、屋根上に支えをおろしている場合は屋上広告として扱います。
- 壁面広告は、壁面と平行な面のみに表示されているものを前提としています。壁面と垂直な面に表示がある場合は、突出広告として扱います。



⑤ 造形物は、壁面広告か突出広告か

造形物の「壁面広告」、「突出広告」のどちらか判断する指標について



$W > D \rightarrow$ 「壁面広告」

$W \leq D \rightarrow$ 「突出広告」

※（主として）どの方向から見る造形物であるかも考慮し
広告物の種類を判断します。

⑥ 管理用の屋外広告物について

・ 駐車場における速度規制、アイドリング等管理用の表示は、2個以内で合計面積 10㎡以内までは「管理用」で申請不要となりますが、2個または合計面積 10㎡を超えた場合は超えた分を「自家用」として許可申請が必要です。

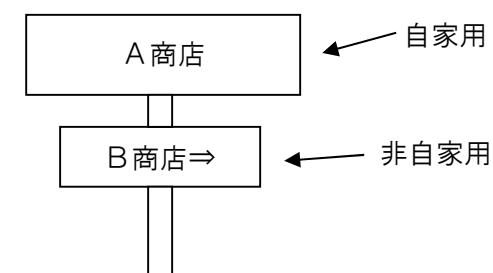
・ 管理用でも事業者名や社章が入っているものは「自家用」として扱います。

・ 敷地内に進入した者のみに表示するものは屋外広告物に該当しません。

⑦ 自家用と非自家用が混在する広告物はどちらの広告物か

すべてを「非自家用」として取り扱います。

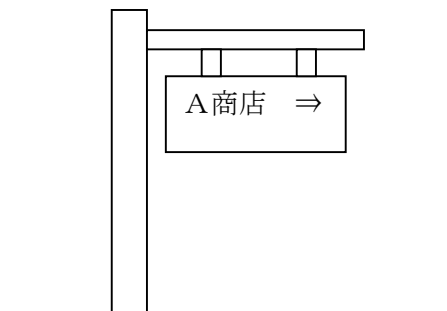
・ 全体で許可申請をし、法的責任（屋外広告物法）を負うべき1者を申請者としてください。



⑧ L字の支柱にぶら下がっている広告物は何広告か

「野立て広告物」とします。

※つり下げ広告は、アーケード類（アーケード、庇、雁木など）の軒下や柱にぶら下げているようなものを言います。



(2) 許可申請について

① 自家用広告物の許可が複数あるが、一本化することは可能か

同じ敷地内で許可満了日が同日であれば、継続申請で一本化することは可能です。

また、同じ敷地内で満了日が異なっている場合でも一本化することは可能ですが、どちらも継続が途切れないようにし、原則早く満了する方に満了日を合わせることとなります。

② 複数基ある広告物の中で、一部除却する場合の申請方法

その一部の広告基について除却届を提出してください。

変更のないものは、そのまま継続申請となります。

③ 変更申請が不要な「軽微な変更及び改造」とは、どういう変更か

新潟市屋外広告物条例施行規則第8条より、次の通りです。

- ・補修又は塗装替え
- ・形状、大きさ及び構造が同一性を失わない程度の変更
- ・色彩、意匠又は広告物の内容の変更

No.	事 例	軽微な変更 の是非	理 由
1	さび止め等の安全上の修繕や保全の改修	○	
2	塗料等で既存の意匠の上に塗り直す	○	
3	シート等で既存の意匠の上に貼りなおす	○	形状、大きさ、構造（材質）が同一性を失わないため
4	シートのみをはがしシートを貼りなおす	○	同上
5	表層の盤面を撤去し、新しい表層の盤面を貼りなおす（大きさは変えない）	○	表層の盤面はシートと同様として取り扱う
6	表層の盤面を撤去し、新しい表層の盤面を貼りなおす（ <u>大きさを変える</u> ）	×	大きさの同一性を失うため
7	堅牢な枠等に緊結されている幕状の盤面同じ幕状のものに取り換える（大きさは変えない）	○	形状、大きさ、構造（材質）が同一性を失わないため
8	堅牢な枠等の内側に設置されている盤面を同じ材質、大きさで取り換える	○	枠内であれば大きさや構造（材質）が同一性を失わないと判断できるため
9	箱文字や凹凸のある盤面を既存と明らかに違う形状にして取り換える	×	形状の同一性を失うため
10	外照式（または照明設備のない方式）から内照式に改修	×	構造の同一性を失うため
11	箱文字等を一度取り外して、修繕し、再度（同じ位置に）取付ける	○	形状、大きさ、構造の同一性を失わないため
12	箱文字等を一度取り外して、修繕し、再度違う位置に取付ける	×	形状を位置も含めたものと捉え、位置を変えた場合は同一性を失ったと判断するため
13	デジタルサイネージの常時変化する映像	○	
14	ガラス等で囲われた掲示ケース等（自治会の掲示板のようなもの）の中に掲出する広告物の取替え	○	掲示ケースの中の掲示物を取替えても掲示ケース自体の形状、大きさ、構造の同一性が失われないため

④ 更新申請を失念しており、許可満了日を過ぎてしまった

新規の申請をしてください。「安全点検報告書」と「現況写真」の添付が必要になります。

なお、既存不適格（条例改正前に適法に設置されている広告物で改正後の規定に適合していないもの）の場合、現行基準への改修が必要です。

ただし、許可満了日から半年以内であれば、「遅延理由書」の提出により既存不適格のまま継続許可を認める場合があります。

継続許可の可否については、各区建設課へお問い合わせください。

「遅延理由書」の参考様式は以下の市ホームページからダウンロードできます。

【申請・届出の総合窓口】

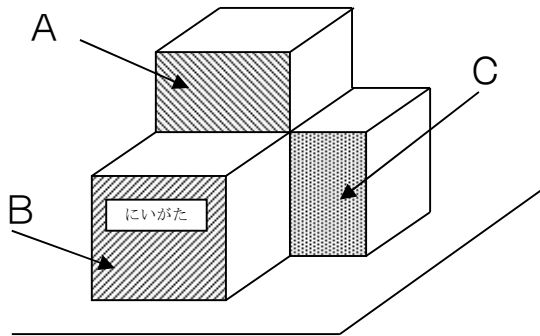
「屋外広告物許可申請（継続）」

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=11823&keyWord=0&fromAction=7>

2. 規格基準の注意点

(1) 壁面広告（「設置する壁面の4分の1以内」規定の考え方）

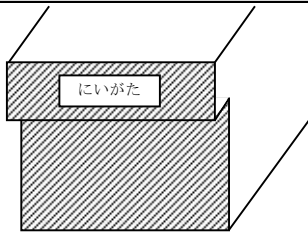
①壁面が後退しているときの壁面の考え方



同一建物の同方向の壁面であっても、建物がL字型等であるなど、一体的であると判断できない壁面については、それぞれの壁面毎に表示率を算出します。

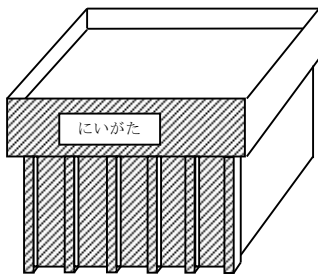
看板はBの壁面のみを表示率の対象とし、AとCは対象外です。AとCも別面でそれぞれ考えます。

②一壁面とする壁面の考え方



【簡易な出幅】

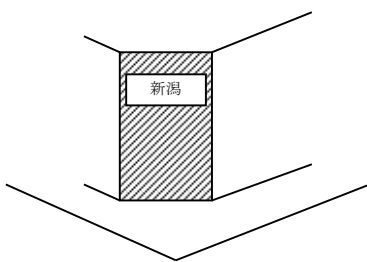
簡易な出幅（2m以内）は一面として考え、左図の斜線部全体を一体的な一面と考えます。



【柱型・パラペットの出幅】

一般的な柱型、パラペットの出幅等（2m以内）は一体的な一面と考えます。

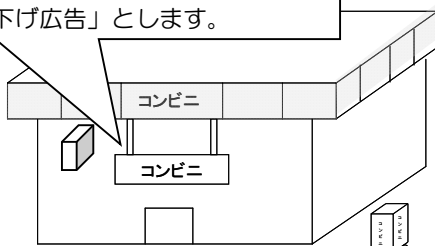
③すみきりの壁面の考え方



建物角のすみきりは1面とします。

④内照式の壁面の考え方（コンビニ等）

入口上部に設置してある広告物は「吊下げ広告」とします。



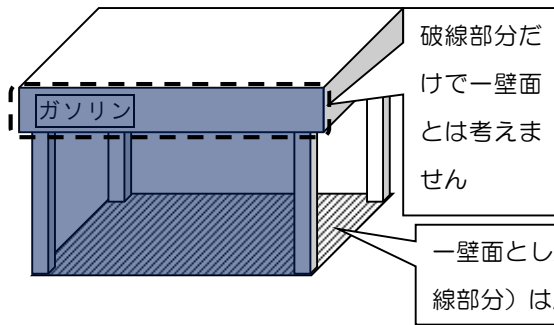
置き看板は「野立て広告物」とします。

・内照式の場合は広告物とみなし、面積に算入します。

・3面繋がって内照している場合は、3面で1広告物であるため、3面すべてで1基とします。

・壁面面積の4分の1を算定するときは、面ごとの計算となります。

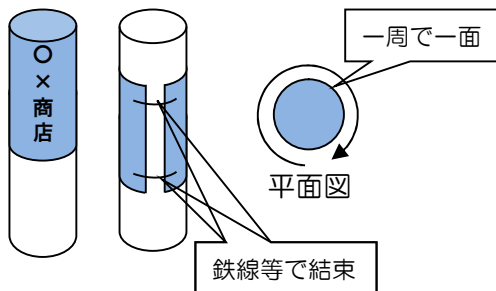
⑤ガソリンスタンドの壁面の考え方



壁面広告の割合を算定するもととなる分母の部分については、窓や開口部も含むため、ガソリンスタンドのような大開口であっても同様となり、図の塗りつぶした部分が分母となります。

一壁面とした部分よりも内側（図の斜線部分）は屋内として扱います

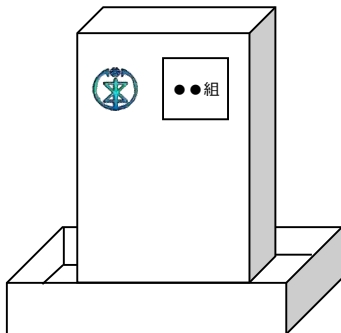
⑥円筒状のものの壁面の考え方（電柱広告も同様）



・円筒状のものは1周で1面として取り扱います。

・2面以上でも結束されていれば、1面として取り扱います。

⑦工事用仮囲い、足場シートの壁面の考え方

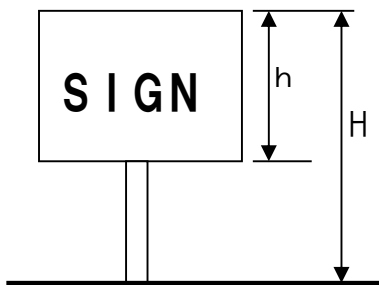


工事用の仮囲い、足場シートへの広告は壁面広告として扱い、それぞれの各面毎に算定します。

ただし、施工者名や社章は「一般の宣伝の用に供されないもの」に該当すると捉え、許可は不要です。

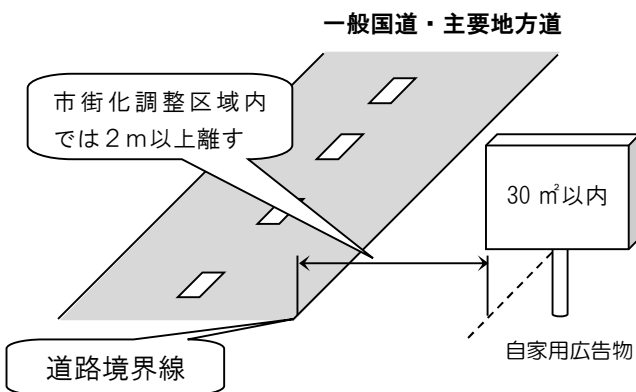
(2) 野立て広告

①野立て広告の高さ



野立ての高さ制限は広告物を掲出する物件自体の高さ(H)です。盤面の高さ(h)ではないことに注意してください。

②野立て広告の後退規制 ※自家用広告物の例



野立広告の後退規制は広告物を掲出する物件の道路と一番近い部分の距離です。

なお、指定路線については、屋外広告物規制図を確認してください。

③野立て広告の案内板の表示内容

案内のために必要な文言・図表を満たす内容例は下記のとおりです。

案内の表示内容	条件又は事例	判定
店舗名を示す文言	<p>店舗名：電話帳等に記載の一般的な店舗名称であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低限の業種を示すもの 例) 産直市場、内科、外科、酒屋など ※店舗名よりも誇大に表示することはできない 最低限のロゴ、キャラクター等を示すもの 商品名(野菜、果物、花、〇〇治療法など) 商品の写真、イラスト等 分譲地の場合、不動産会社名(〇〇不動産) 分譲地の場合、分譲地の名称(〇〇タウン) 分譲地の場合、宣伝に関するもの(分譲中) 	<p>○</p> <p>○</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>○</p> <p>×</p>
場所を示す文言又は図表	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇インター降りて左折 矢印や信号等の道路案内図 案内先の場所に所在する電話番号 	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
設置方法	原則、1基で完結したものであること	

3. 許可申請に係る広告物の面積算定例

(1) 手数料の算定

- ① 手数料区分の表においては、「広告板の表示面積が・・・」とあることから、原則として表示面積のみを算定する。
- ② ①において、広告物が独立性をもった工作物である場合には、当該広告物の表示部分となっている工作物の面積すべてを算定する。
- ③ 面積はできるだけ正確に算定することを要するが、複雑な形態の広告物の場合においては、全体を単純な幾何学形状（長方形、三角形、円形等）としてその面積を算定する。
- ④ 手数料の算定方法：野立広告等で表示面積が10㎡を超える場合

例：下図のような片面12㎡の野立て広告の手数料

※表示面積の計算については、小数点第3位を切り上げて第2位まで使用

5㎡までごとに1,400円

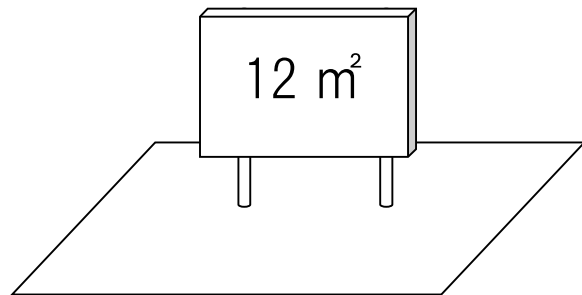
野立て広告 12㎡ → 4,200円

0<面積≤5㎡ → 1,400円

5<面積≤10㎡ → 2,800円

10<面積≤15㎡ → 4,200円

手数料は4,200円となる。



- ⑤ 手数料の算定方法：一つの敷地内に複数の広告物が設置されている場合
広告物1基ごとに算定をし、合算すること。

※面積を合計して全体の合計表示面積に対して手数料を算定しない。

例：下図のような一つの敷地内に複数の広告物が設置されている場合の手数料

5㎡までごとに1,400円

野立て広告 13.5㎡ → 4,200円

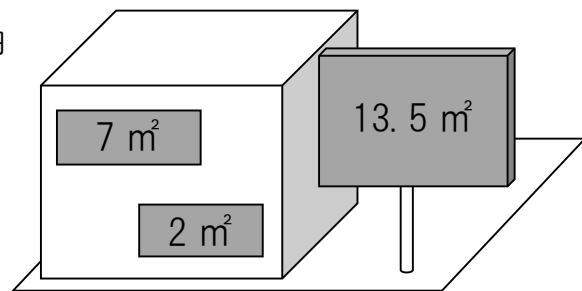
壁面広告 7.0㎡ → 2,800円

壁面広告 2.0㎡ → 1,400円

→合計=4,200+2,800+1,400

=8,400円

この敷地の手数料は8,400円となる。

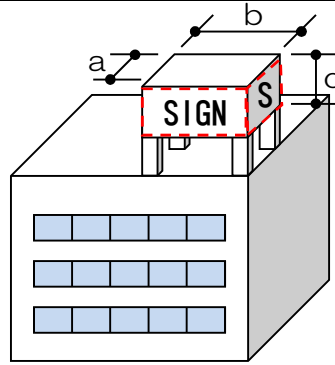


(2) 建築物又は工作物を利用するもの

①屋上広告

A. 一般的な屋上広告

- ・屋上広告は盤面全てが掲出物件と考えられるため、白い部分も含め算定します。

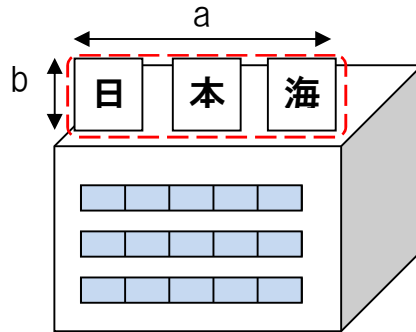


4面表示のとき
 $S = 2(ac + bc)$

2面表示のとき
 $S = ac + bc$

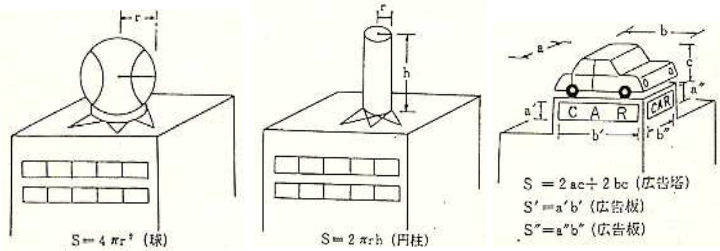
B. 盤面が分かれている屋上広告

- ・盤面や文字が分かれていても、1つの盤面又は1つの文字では広告として意味をなさないため、左図のように一体として計算します。



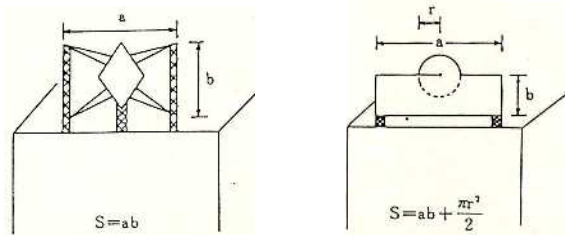
C. 造形物等で表現された屋上広告

- ・造形物等で幾何学形となっていないものは、最大長を結び四角柱等とします。



D. 変形の屋上広告

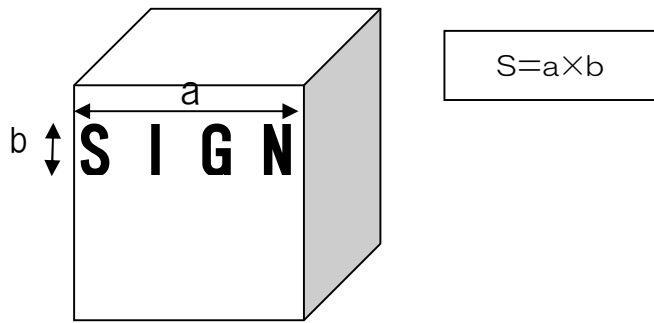
- ・変形の広告表示面積の算定は、最大長を結び長方形もしくは他の簡単な幾何学形状として算定します。



②壁面広告

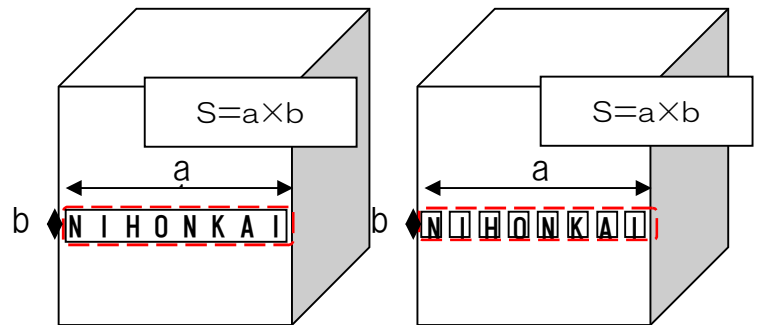
A. ペンキ等で書かれた壁面広告

- ペンキ等で書かれた（ネオンサインや箱文字も含む）広告物で文字が分かれていても、ひとつの意味をなすまとまりで算定します。なお、文字間も算入します。



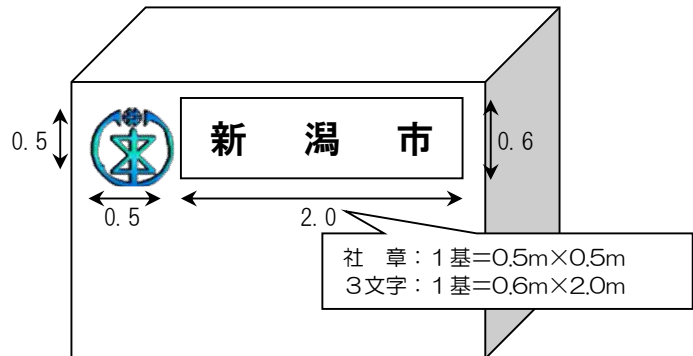
B. 盤面を設置した壁面広告

- 原則、盤面ごとに算定します。ただし、盤面が分かれていても、ひとつの意味をなすまとまりで算定するため、文字間も算入します。



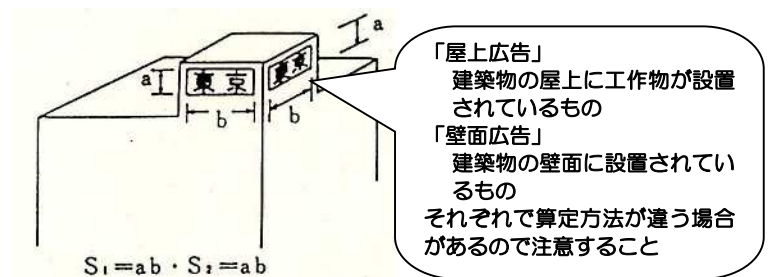
C. 社章等の壁面広告

- 社章等のそれ1つで意味をなすことができるものは、それを1基としてみなして算定します。



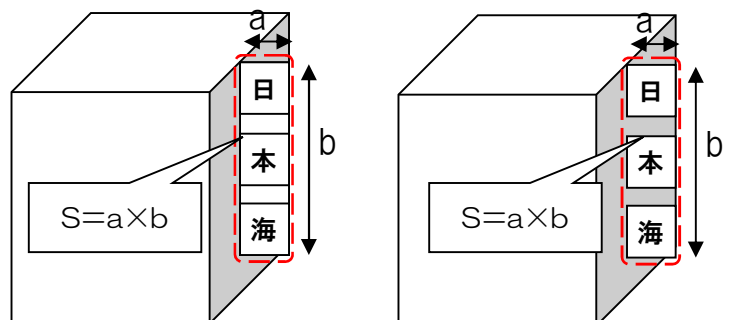
D. パントハウスに設置された壁面広告

- ペントハウスは建築物であるため、壁面広告となり、上記の例と同様に盤面又は意味のなすまとまりを1基として算定します。



③突出広告

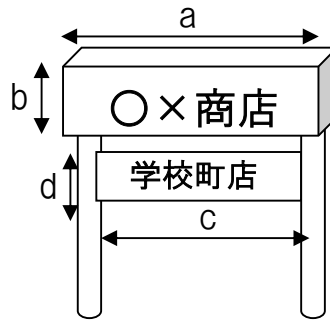
- 原則、1基ごとで算定しますが、分かれていても意味のなすまとまりを1基として算定します。



(3) 野立て広告塔・野立て広告板

① 広告板が複数掲出されている場合

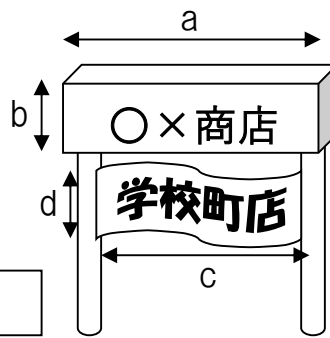
• 独立した工作物については、その工作物の表示面の面積を合算します。



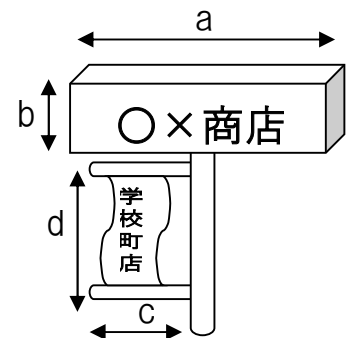
$$S = a \times b + c \times d$$

② 広告板と幕状の広告物が掲出されている場合

• 右図「学校町店」の部分が幕のような布状のものであった場合であっても、野立て広告と構造が1つになっているものは、布状のもの表示面積と野立て広告の表示面積の合計が手数料の算定根拠となります。



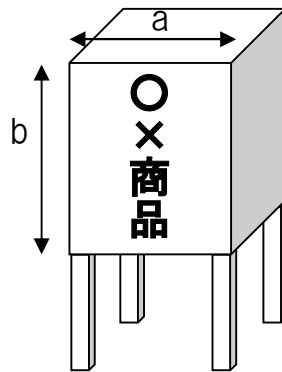
$$S = a \times b + c \times d$$



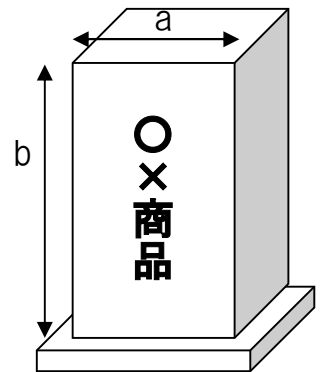
③ 両面野立広告（側面広告なし）

• 側面に広告が表示されていなければ、算定面積としません。

※脚：枠組みのみで被覆なし



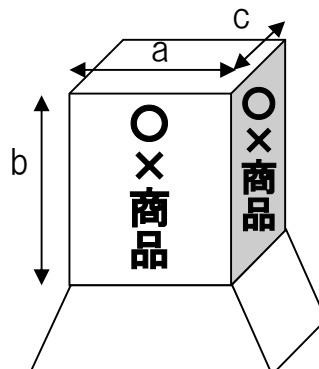
$$S = a \times b \times 2 \text{ 面}$$



$$S = a \times b \times 2 \text{ 面}$$

④ 4面野立広告（側面広告あり）

脚：枠組みを4面被覆されているが広告なし



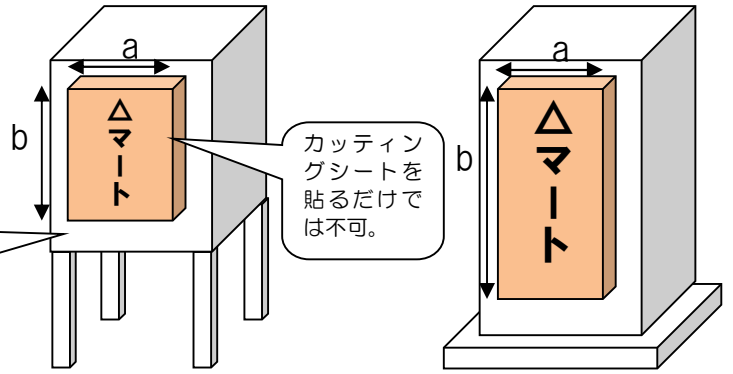
$$S = a \times b \times 2 + c \times b \times 2$$

⑤掲出物件の上に広告盤面を設置している場合

- 掲出物件にカットニングシートやペンキ等で、なんらかのイメージを伝える表示がない場合は、右図のように広告盤面の大きさで算定してもかまいません。

掲出物件に広告物と思われる表示があれば、全体を広告物として算定します。

$$S = a \times b$$

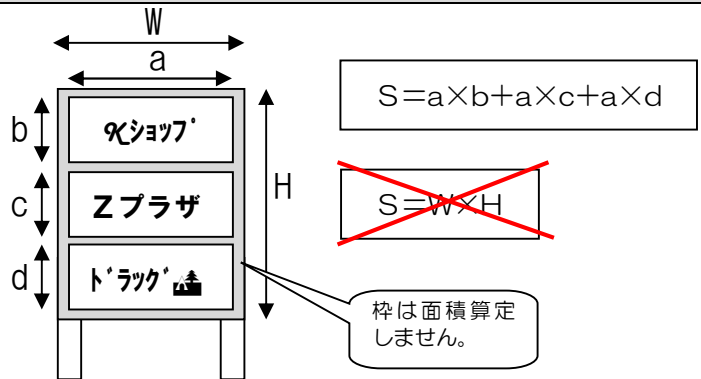


⑥枠のある野立て広告の場合

- 野立て広告の盤面を掲出するための「枠」は算定面積としません。

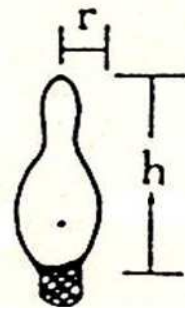
【枠の定義】

- 掲出盤面を形成するために構造上必要な枠であること
- 掲出盤面と面がずれていること（縁が切れていること）
- 文字や絵などの一定の観念、イメージ等が表示されていないこと
- 内照式など光源を伴わないこと



⑦特殊形状の野立広告

- ポーリングのピン（仏像なども同様）の形状を簡単な円柱とみだてて、算定します。



$$S = 2 \pi r h$$

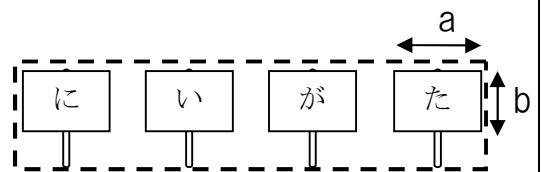
⑧板面が分かれている野立広告

- 全体で1基と見ますが、空間部分は算定面積としません。

自家用の場合は高さ15m以下・合計面積30㎡以下です。また、非自家用の場合は高さ6m以下・合計面積30㎡以下です。ただし、案内看板は設置個数制限があるため、同様に扱うことはしません。

- 壁面広告、屋上広告の場合は空間部分も面積に算定するため、注意が必要です。

$$S = a \times b \times 4 \text{基}$$



新潟市屋外広告物条例施行規則の別表で定めている表示面積は、1基あたりの表示面積です。したがって、自家用と非自家用の広告物が共架されている場合は、その広告塔は自家用広告物とはみなさず、非自家用の広告物の基準を適用します。